

銀差の成立をめぐる

——明代徭役の銀納化に関する一問題——

岩 見 宏

【要約】明代の役法に関する研究は、かなり早くから行われているが、従来は里甲制をめぐる研究が多く、里甲の役以外の雑役についてはあまりとり上げられなかつた。本稿は雑役に関する諸問題のうち、とくに均徭における銀差の成立という点をとり上げた。均徭は雑役を整理してその賦課方法を合理化したもので、一四四〇年代から行われたが、時代が下るとその中に銀納の役と従来通り勞役を提供するものと二種の区別が生じた。これが銀差と力差である。本稿叙述の主眼点は、銀差の成立には特定の役目の銀納化が前提となつていること、およびそれらの役の銀納化した経緯から判断すると、銀差の成立を推進した力は官僚の銀に対する欲求にあつたこと、この二条である。

明代の役法については、早くから研究が進められ、ことに里甲制をめぐる諸問題については、かなり詳細に究明されて^①いる。しかし正役とよばれた里甲に対して、それ以外のもろもろの役、いわゆる雑役については、従来とり上げられることが比較的少なかつた。ただ先年発表された山根幸夫氏の研究^②は、明代の役法、とくに雑役をとり上げて、その内容と変遷を全面的に考究された好論文であつた。そ

こに提出された新見解の多くは、筆者もまた賛意を表するに吝かではなく、ことに均徭法成立の当初には、銀差と力差の別が存在しなかつたとされる点などは、明史以来の誤解を訂したものとわねばならない。しかし中には筆者と見解を異にする点もないではない。本稿で筆者がとり上げた問題は、山根氏の論文ではその一部分をなすにすぎないが、しかも明代役法の変遷を考える上に、きわめて重要な

位置を占めるものである。したがつてこれに關してやや異つた若干の私見を述べ、研究上必ずしも無用の業ではあるまいと考へ、敢て一篇を草して山根氏はじめ識者の示教を仰ぐ次第である。

一

論を進めるに當つて、便宜上まず明代役法の概要を略述し、銀差がその中に占める位置を明らかにしておきたい。

明代における徭役は、大きく正役と雜役に分けられる。正役とは里甲制にともなう里長・甲首などの役を指し、それ以外の役はすべて雜役と稱せられた。雜役の負担は時代の降るにつれて次第に重くなり、また負担の不均衡などの弊害を生じた。そこでこれを改革して割当方法を整備し、負担の均衡を計るものとして、正統年間(一四三六―四九)に均徭法が始められた。均徭法は江西から起り、その後次第に全国的に行われるようになったが、それとともに均徭法によつて割り当てられる雜役自体をも、均徭とよぶようになつてきた。やがてこの均徭の中から一群の銀納化された役目が生じ、それが銀差とよばれることになる。それに対

して従来通り実際に労働力を提供する一群の役目は力差とよばれた。このように均徭中に銀差というようなものが生じてきたのは、いうまでもなく銀流通の公認と拡大、とくに田賦における銀納制の広汎な採用を背景として、均徭中の相当数の役目が銀納化された事実にもとづいている。銀納が一つ二つの役目についてのみ行われ、あるいは臨時の特例として行われるだけでは、銀差というような概念は成立しえないし、また銀差という言葉が現れるのは、事実において銀差とみるべきものが成立してから、なお若干の年時を経過したのちだつたようである。

こうして徭役銀納化の第一段階は、均徭中における銀差の成立という形で実現されたが、このような銀納化の傾向は、時代の降るとともに著しくなる。それはすなわち銀差に属する役が増加し、力差に属する役が減少するということである。そして最後には、一条鞭法に至つて全面的な銀納化が達成されたことは、こと新しく述べるまでもない事実であらう。

本稿で筆者が述べようとするのは、右のような銀納化の段階のうち、主として第一段階についてである。すなわち、

銀差成立の前提となつた特定の役目についての銀納化の事情を明かにし、同時にそのような銀納化を直接に推進した力が何であつたかを考察しようといふのである。

二

さて銀差成立の前提となるような役の銀納化は、あるときある役に限られた臨時的な例ではなくて、一定の役目について定められた、恒久的なものでなくてはならない。これを明かにするためには、一方では地方志に見える銀差の内容を比較検討するとともに、他方ではこれに関する規定を調査する必要がある。まず地方志の記載から銀差に属する役の種目を検討するのであるが、この場合銀納化は時代の降るほど進行しており、またその進行速度は一様ではなく地方によつて遅速があつたこと、従つて編纂時期の異なる種々の地方志を検討すると、そこにはさまざまの段階の形が出てくるであろうことを念頭に置いておかねばならない。また均徭の内容をなす役の種目のうちには、地方的な特殊なものが含まれていることも多いが、なるべく全国的に共通した役を基準に選んだ方が、考察を進める上に便利

である。そういう意味から指摘できる役目としては、弓兵・門子・斗級・庫子・館夫・舖兵・阜隸・祇候・馬夫(馬丁)・肴夫・膳夫・禁子(獄卒)・巡邏などがある。とくに銀差に關しては、右に注意したような多様性の予想に拘らず、柴薪阜隸(祇候)・馬夫・肴夫・膳夫の四者は、いずれの地方においても、また記載地方志の年代如何を問わず、銀力二差を区別してある限り、全部銀差に属していることが知られる^①。そしてまた、銀差力差を分けて記載している地方志のうち、銀差に属する役目の最も少い例をみると、右四種の役だけでその他のものはほとんど含まれていない。従つてこの四種の役がみな銀納化した時期が、銀差という名称はともかくとして、ほぼ銀差の実体の成立した時期とみてよいであろう。

そこで最も早く銀納化したとみなされる右四種の役について、個々にその年代を調べてみよう。まず柴薪阜隸については、会典に宣徳年間の令がかかげられている^②。

宣徳の間令すらく、随從阜隸の応當を願わざるに係る者は、每名月に柴薪銀一兩を辨せしむ。

阜隸には官員個人に配属される者と、官庁に配属される者

との二種があつて、随従卓隸というのはその前者を指し、右の令によつて柴薪銀を納めて実役を免れることになつたところから、柴薪卓隸^⑦などよばれるようになったのである。これに対して後者は公使の卓隸とよばれ、また直堂、直庁の卓隸などとも呼ばれ、隸兵・隸卒などよばれるものも、恐らく同じものであろう^⑧。ところで随従卓隸は官品に応じて配属数が異り、一品二品官の十二名から、七・八・九品官の二名に至る^⑨。前掲宣徳間の令は、このように官員個人に配属される卓隸のうち、服役を願わない者には、毎月銀一両を出させて実役を免除する規定であり、したがつてこれは一般的に銀納を規定したものではない。けれども、この規定のできた事情から考えると、むしろ事実としてはこの令の出たのを機会に、少くとも京官の随従卓隸は、ほとんど全面的に銀納化したと考へても、さほどまと外れとは思われない。その事情というのはつぎのようなことである。当時都御史の顧佐は、憲度廉朋を以て聞えていたが、かれが卓隸から賂をとつて放帰していると訴へ出た吏があつた。帝がひそかにその訴状を楊士奇に示したところ、士奇はそれが事実であるのみならず、朝官は俸薄きが為に、

卓隸に薪芻の費を出さしめ、半数を帰耕させているのが実状で、自分もまた例外ではなく、永樂以来そうであつたし、仁宗もすでにこのことを知つていた旨を答へた。そこで帝はこれを公認して法令化したというわけである。その年時は正確には判明しないが、宣徳四年頃のことである^⑩。ここでは、銀納化が何よりもまず官僚の俸給の補いとして起つていふことに注意しなければならぬ。その上この事実から、当時は交易における銀の使用がまだ解禁されていなかったにも拘らず、実際には少くとも北京市中では、かなりの程度使用されていたことが察せられる。そして柴薪卓隸の公認は、通常江南の田賦銀納化に始まるとされる銀使用の解禁が^⑪、すでにこのような形で、宣徳年間からなしくずしに始まつていたことを示すものといわねばならない。ところで右のように随従卓隸について銀納の途が開かれたことは、人民の側からみてどんな意味をもつたであろうか。北京の官僚に卓隸を提供したのはどの地方だつたかといへば、北直隸各府のほか、山東・山西・河南の三省がその割当をうけていた^⑫。表面的には銀の使用が禁止されていた当時、これらの地方の人民とくに農民が、通常の収入と

して一般的に銀を手に入れていたとは考えられない。従つてもし銀納が強行されたならば、この役に当つた農民は、まず銀の入手に非常な困難を感じた筈である。華北の農民は、銀たると錢たるとを問わず、あまり多くの現金収入を得ていなかつたと想像される。この時代の華北農村には、商品作物の栽培はまだあまり考えられないからである。しかも毎月一兩、年に十二兩という銀額は、かなり大きな負担といふであらう。前掲の規定に、とくに希望する者についてだけ銀納を認めるような表現をとつてゐるのは恐らくこのような事情が考慮されたからだと思われる。しかしすでに官僚の側に銀に対する強い欲求があつてみれば、規定の上では任意だつた銀納も、實質的には強制的なものと進んだであらうことは、容易に理解しうることであり、事実天順の頃には、ほとんど銀納化してしまつていたとみられる。^⑧

右に述べたのは専ら京官の場合であるが、さきに掲げた規定には、柴薪銀を出す卓隸を京官の随従のみとは限つていないから、恐らく地方官の随従についても、次第に銀納化が進行したものと考えられる。あるいは京官の場合と同

様であつたかも知れない。しかし地方官の場合については、残念乍らいつ頃どの程度にということを明確に指摘する史料を今のところ持つていない。ただし、つぎに示す公使の卓隸に銀納規定のぞきた弘治三年頃までには、一応銀納化されたと考えてよいのではなからうか。

柴薪卓隸について当面必要なことがらは、およそ右のようなものであるが、もう一種の公使の卓隸の場合、銀納がどのように進んだかについても、簡単に述べておこう。この場合もやはり最初は応当を願わない者に対して銀納を認める、という形の規定が出てゐる。その年代は弘治三年で、銀額は年に十兩であつた。^⑨そして規定の上で正身応当のことがはつきり現れるのは弘治十一年が最後であるから、公使の卓隸も大部分は、その後久しからぬ間に銀納化されたものとみられる。しかし公使の卓隸の場合には、少数ながらかなり後まで銀納化されないうで残つた例が、地方志の中に見出されるから、随従卓隸の場合とはやはり区別して考えなければならぬ。

以上のようにみると、随従卓隸の銀納化が認められて、柴薪卓隸などとよばれるようになったきつかけの事情

からして、そこには人民の便宜よりも、官僚の銀に対する強い欲求が働いていたことは、疑を容れない事実といわねばならない。公使の卓隸の方が銀納化の遅れた事實は、少くとも形式的には、それが官僚個人の収入とはなり得ない性質のものであったことと、無関係ではないであろう。

つぎに馬夫について考えてみよう。馬夫もまた随従の卓隸と同じように、官員個人に配属されたものである点が注目される。もともとこれは馬が支給されたために、必然的に馬夫が必要となつたものである。洪武二十四年に定められたその初制では、布按二司は二十四、府は十四、州県は五匹を与え、馬一匹を十戸で養わしめることになつて^⑩いた。さらに景泰元年の令では、馬夫は二十丁で馬を買い、十丁で養い、ともに市民から僉充するとあつて、初制では馬自体は官給であつたのが、馬を買うことも人民の負担となつて^⑪いる。ここで三十丁を一組と考えると、その中の二十丁は馬夫の役といつても馬を買うだけのことであるから、既に労働力の提供ではなくて、単なる金銭的な負担であり、もしそれが銀で支払われるならば、銀納とほとんど変らな

いわけである。

制度上銀納の事實がはつきりするものは、弘治七年の令に
つぎのように見えるのが最初かと思われる。

布按二司及び各府官の馬夫は、所属の州県においてお
のおの中等の三丁の戸を僉し、十戸あわせて銀四十兩
を出さしめ、掌印官の処に送りて各官に分給し、自ら馬
を買いて餽養するを行わしむ。その州県なる者は、隔別
の府分において僉充し、また銀を徴して各掌印官に解送
し、分給して馬を買いて餽養せしむ。^⑫

この規定には希望によつて銀納を許すというようなことは
ないから、一律に銀納が実施せられたものとみられる。馬
は個人の乗用として給せられたものであり、したがつてこ
れを養う馬夫も官僚個人に配属されていたのであろう。そ
れが右のように一律に銀納化されたということは、随従卓
隸の場合と同じように、馬夫の場合にも官僚の生活費補給
の意味で銀納化された、すなわち官僚側の欲求によつて銀
納化が促進された、という推定を成り立たしめるであら
う。

つぎに齋夫と膳夫であるが、いずれも儒学に置かれたもので、会典に載せられた天順六年の規定によると、府学には膳夫四名と齋夫八名、州学には三名と六名、県学には二名と四名を置くことになつてゐる。このうち膳夫の銀納については、やはり中央から出た規定がある。すなわち弘治三年の奏准に、「膳夫は每名歳ごとに柴薪銀四両を出して、以て会饌の用に備えしめよ」とあり、同八年の令ではこの金額が十兩となつた^⑤。地方志に記載された膳夫の銀額は、大抵一役につき十兩となつてゐるから、会典の規定ではそうとはつきり示されてはいないけれども、弘治八年からは実役を免除されて、柴薪銀を負担するだけになつたのであらう。してみれば膳夫もまた中央の規定によつて、一律に銀納化されたものと考えられる。そしてその銀は儒学における師生会饌の用に充てられるのであるから、この場合も、事情は柴薪卓隸などの場合と相似たものであらうことが察せられるのである。

ただ齋夫については、残念ながらこの種の規定を見出してゐない。しかし、各地方志が一致してこれを銀差に入れ、かつその銀額が十二兩に一定してゐるところからみると、

これも中央で規定されたものと推定して誤らないであらう。ことに齋夫の数が教官の数と関連することを示す史料もあるので、その十二兩という額が柴薪卓隸のそれと一致することをも考え併せると、卓隸の給せられない教官に対して、柴薪卓隸が一般官僚に対してもつていたのと同じ意味を、齋夫がもつていたらしいことが推測される^⑥。

右に述べたところに大過なければ、膳夫と齋夫の場合もやはり中央から出された規定によつて、天降りの銀納が行われたものであり、かつその意味は、納められた銀を手に入れる官僚側の欲求にそうものであつたと考えてよい。以上の考察を通じて、卓隸のうちで官員個人に配属された者、同じく官員個人に配属された馬夫、および儒学の齋夫・膳夫の四種の役については、その銀納化が官僚の側における都合によつて、一方的に促進されたものと結論することができよう。

ところでさきに述べたように、これら四種の役の銀納化が出せらうことによつて、一応銀差成立の条件がみたされたとするならば、その時期はいつごろになるであらうか。それは右の四種の役のうちで銀納化の最も遅かつたもの

銀納化した時ということになる。とすれば、齋夫について
は明かでないから一応別として、右に考察したところでは
柴薪卑隸が最も早く、馬夫が弘治七年、膳夫が同八年と、
弘治の前半には大体銀納化していたことが知られる。ただ
しこれはあくまで必要条件の完成した時期であつて、實際
に銀差・力差の成立に進むためには、銀納の役をその他の
役と區別して一類のものとする、分類整理が行われなけれ
ばならない。このような分類整理の最も早い実例の一つは、
福建の興化府において見出される。すなわち弘治十六年編
纂の興化府志においては、すでに銀納の役と然らざるもの
とを、弁銀夫役・用力夫役という名称で區別している。し
かもそのおのおのがまた旧額と新額の二項に分れているか
ら、旧額の方はこの府志が編纂された時より、更に何年か
以前から存在したものであることは疑いなく、おそらくさ
きに見た四種の役の銀納化がそろつた時期をさほどへだた
らない時、弘治十年前後にはこのような形に整理されてい
たものであろう。旧額弁銀夫役に属するのが、さきに述べ
た四種の役だけであることも、この推定をたすける事実で
あると思われる。

右のような銀納の役と然らざる役との整理分類は、他の
地方でもこのころから次第に広く行われるようになったで
あろう。そしてその間にどこかの地方で銀差・力差という
名称が用いられ、やがてこの名称が一般化したものと思わ
れる。今までに筆者の気がいた限りでは、銀差という名称
は武宗実録正徳元年十一月乙酉の条に記された順天巡撫柳
応辰の^④上言中に見えるのが最も早い。このとき力差という
言葉も一緒に用いられていたかどうかは明かでないが、地
方志に記されたところでは、銀差・力差の分類を正徳年間
に成立したとしているものが数例存在する。したがつて、
整理分類の事實は弘治年間から始まつたにせよ、それが銀
差・力差という名称を伴つて一般化したのは、正徳年間の
ことと考えてよいであらう。

三

銀差の成立に関する管見の要点は、前節に述べたところ
ではほぼ尽きている。そしてそこで筆者の主張したことの一
つは、銀差の成立には官僚の銀に対する欲求が重要な契機
となつていたということである。本稿のはじめに、筆者の

見解は山根氏と異なる点があるといつたのは、実はこの点であつた。そしてこの点を中心として、こまかくいえばさらに二三の相違点を指摘することができよう。それらはいわば銀差の成立拡大の過程、その間に働いた原則あるいは基準といつた点にかかわつてゐる。大きくみて銀納化が次第に広く進行していつたこと、銀差の成立からさらに銀差の力差に対する比重が増大の方向をとつたという点では、筆者も全く山根氏の意見に賛同する。ただその銀納化進行のしかたをどうとらえるかという点では、必ずしも一致しないのである。そこで以下においては、前節の所論を補足する意味において、そのような相違点を明かにしておきたい。

(一) 銀納の「社会政策的な意味」について

まず山根氏は徭役銀納化について内在的契機と外的契機とを指摘されたが、そのうち外的契機として、田賦銀納の全国的普及とならべて、社会政策的意味をあげられた^⑤。氏によれば一般に力役より銀納の方が容易であり、小農民は銀差を希望した。そこで銀納のはじめ小農民を対象として実施せられた。つまり徭役の銀納化には負担軽減の意味

があつたというのである。ここで問題となるのは、第一に果して銀差の方が力差よりも負担が軽かつたかどうかという点、第二に銀差は果して小農民を対象として考えられたものであつたかどうかということ、この二点である。この二点が肯定されるならば、山根氏のように考えられるわけであるが、筆者の見解では必ずしも肯定的な答は見出しえない。時とところによつて肯定的、否定的さまざま場合が考えられ、とくに銀納化進行の初期の段階、銀差・力差の別が成立する前後までの過程においては、どちらかといへば否定的な答が出るように思われる。

まず第一の点から述べよう。前節でも少しふれたように、銀納が容易であるためには、納入する人民の間に銀が流通していることが必要であり、とくに農民の場合には、かれらが商品生産を行つて現銀収入を得ていなければならぬ。巨視的にみて、明代の租税・徭役における銀納の発展が、そのような銀の流通と相表裏していることは疑を容れないが、問題はそのいずれを因とみ、いずれを果とみるかである。もし一般的な銀の流通を前提として認めることができらば、そして銀差の評価額が割安だつたとするならば、

第一の点は肯定されることになる。ところが前節で述べた四種の役、なかでも宣徳年間にまで溯る随従阜隸の銀納化が始まつた時期において、ごく限られた地方を除いては、農村における一般的な銀の流通を考えることは困難であろう。銀差の成立期とみられる弘治から正徳にかけての頃でも、かなり多くの地方、ことに華北農村については事情は同様だつたと思われる。そういう場合には、銀納は人民にとつて必ずしも負担軽減の意味をもたず、かえつて銀を手に入れるために苦しまなければならなかつたであらう。また銀差の評価額の高低如何ということは、甚だ困難な問題ではあるが、地方による経済事情の差異を認める限り、中央で一律に定められた額が、どの地方でも同じような意味をもつということは、極めてありにくいことである。少くとも前節に述べた四種の役の場合、実役につくよりも負担が軽くなるようにという配慮から、その納銀額が定められたことは考えられない。地方志の中には、力差についてもその評価額を銀両で示したものがあから、それによつて銀差と力差との一役当り平均額を算出比較してみると、右の事情が一層はつきりしてくる。たとえば陝西華州の例では、

銀差の平均が六兩一錢強であるのに対し、力差の平均は僅かに二兩五錢弱である^④。これはこの地方における労働力が低廉だつたことを示すものであり、同時に銀の流通が少なかつたことをも、ある程度示しているであらう。とにかく右の数字をみれば、同じ一役といつても、力差の方が遙かに軽かつたことになる。南方の例では両者にこれほどの差はないが、それでもたとえば浙江鄞県の場合、銀差の平均七兩四錢弱に対して力差の方は四兩九錢弱であり、福建邵武府の例では銀差平均七兩弱、力差の平均四兩三錢弱となつている^⑤。これらの数字についてみる限りでは、程度の差こそあれ銀差の負担よりも力差の負担の方が軽かつたと考えざるを得ない。もつとも右の数字は、その性質上簡単に比較することのできない面があり、また中には浙江秀水県の例のように、銀差と力差との関係が逆になる場合も見出されないではない^⑥。けれども一般的にいえば、銀差・力差をともに銀に換算したとき、平均して前者の方が高くなつており、この面からいつても、銀差がより軽きものとして、社会政策的意味をもつて定められたものであるといふことは困難であらう。なお力差に属する役の中には、そ

の負担が非常に重いものがあったことを示す史料がいくつも存在するが、それは註⑩で述べたような事情によるもので、制度本来の姿ではなかつたと思われる。

第二の問題は、果して銀差が小農民を対象として考えられたものかどうかということであつたが、第一の問題について右のようにみてくれば、第二の点についてはもはや多言を要しないであろう。すなわち、徭役の負担が資産人丁の多寡に応じて公正に賦課されるならば、当然小農民は軽い役を負担すべきものである。ということは第一の点についての結論からして多くの場合力差を負担すべきものであつたということになる。実際問題として小農民が銀差にあつたり、あるいは銀差にもせよ力差にもせよ、重い役にあつたりした事實はいくらもあつたであろうが、制度のたてまえがどうであつたかを追求すれば、このような結論にならざるを得ないであろう。この点について山根氏のあげられた史料は、氏の意図に反して筆者の結論を支持するものが多いのである。^⑪

以上二つの点について検討したが、結論はいずれも否定的であつた。ということは、徭役銀納化を促進する要素と

して社会政策的な意味を考えることは、ほとんどできないということである。これは銀差の成立を前節に述べたように考える筆者にとつては、当然の結果であつたと思われる。

(二) 銀差・力差決定の基準

つぎに山根氏は銀差・力差の区別がいかにして決定されたかに論及し、まず遠役(服役場所の遠い役)から銀納化が始まり、近い役の中では軽微な役から銀差に改められたとせられた。既に前節に述べたところから推察されるように、この点でも筆者の見解は異つてくる。まず遠役が早く銀納化されたという点であるが、最も早く銀納化したものとして筆者がとりあげた四種の役は、前述のように種目別に天下りの銀納化が決定したのであつて、その間に服役場所の遠近といつた負担者側の立場が考慮されたとは思われない。なるほどその中で京官の随従卓隸といつたものは、人民の方からすれば遠役といふべきものに属する。しかし随従卓隸は地方官にもあつたので、その場合には近役といふことになる筈である。また儒学の斎夫・膳夫といつたものは、府州県だけにあるものであるから、全体として近役

ということができる。このように遠近混合した役や近役が、それぞれ一律に銀納化されている事実は、要するに銀納化されたときに遠近ということが区別の基準とはならなかつたことを示すものといわなければならぬ。^⑤

つぎに近役の中では軽微な役から銀差になつたというところも、一概にはいいえない事実である。さきにみたように、銀差と力差の評価額を比較して、銀差の方が重いという結論になつた点からすれば、一般的には銀納化の遅速は必ずしも役の軽重とは関係がなかつたというべきであらう。前述した各地の銀差の平均額にくらべて、例の四種の役の中でも、柴薪阜隸や肴夫の十二両、膳夫の十両などというのがかなり重いのに対して、馬夫の一戸三丁で四両というのは非常に軽い。また力差の中にも、一役につき二両とか三両などとされている軽微な役がいくつも存在する。山根氏はその第二表について、官庁の単純な雑役に服するものは、殆ど銀差になつているとされたが、実はその表で銀差として示されているものの大部分が、中央で銀納化の決定された四種の役である。この点からだけでも、銀差の決定が役の軽重とは無関係な別の原則から行われたことが明かであ

らう。

もつとも筆者は、山根氏の指摘された遠近とか軽重とかいう基準を、全く否定してしまつてもいい。銀納化進歩の第二段階、すなわち、既に成立した銀差がさらに力差を吸収して拡大してゆく過程においては、恐らくある程度認めうるであらう。^⑥ただ問題を銀差の成立期前後に限る場合に、右のような見解に達するというわけである。

以上の小論から結論らしいものを引き出すならば、均徭法の中に銀差とよばれるものが成立したのは、田賦における銀納化発展の場合と同じように、官僚の銀に対する欲求を直接の契機としたものであり、したがつてそこに社会政策的な意味を汲みとることは、きわめて困難だということである。はなはだ不十分なもので、独断的なところもあろうかと思われるが、その点は、読者の御指摘をお願いして筆をおくこととする。

註

① 明代の役法に関する研究の早いものとしては、清水泰次「明初
の賦役」(東亞經濟研究十八—二)、同「明代における役法の變遷」(史観八)があり、和田清編「支那地方自治發達史」の明

代の部分は、非常によくまとめられている。とくに里甲制については、右の「地方自治発達史」のほか、かなり多くの研究が出ている。つぎに主要なものを列挙しておく。

松本善海「明代における里制の創立」(東方学報、東京十二—一)

小畑龍雄「明初の地方制度と里甲制」(人文科学一—四)、「浙江海塩県の里甲」(東方学報、京都十八)、「明代最初の老人制」(山口大学文学会誌一)、「明代郷村の教化と裁判」(東洋史研究十一—五・六)、「江南における里甲の編成について」(史料三十九—二)

清水盛光「中国の郷村統治と村落」(社会構成史大系2)、「中国郷村社会論」所収)

山根幸夫「明代里長の職責に関する一考察」(東方学三)

栗林宣夫「里甲銀に関する考察」(中国の社会と宗教)所収)

「明代後期の農村と里甲制」(「東洋史学論集第四」所収)

拙稿「明代地方財政の一考察」(研究三)

② 山根幸夫「十五、六世紀中国における賦役労働制の改革―均徭法を中心として―」(史学雑誌六〇—一一)

③ 明史卷七八食貨志賦役の項には、役を分けて里甲、均徭、雑泛の三者とし、前掲「地方自治発達史」にはこれを解説して、雑役が整理されて均徭となったが、その後の臨時的な徴発その他均徭に含まれない雑役が雑泛だとしている。しかし食貨志が三者を並列したのは誤解で、雑泛は雑泛差役すなわち正役(里甲)以外の諸役の総称とみるべきであろう(万曆大明会典卷二

〇、賦役の項参照)。地方志などでは、中期以降、里甲・均徭・駅伝・民壯というように役に四大別している例が多いが、これにあてはめると雑泛は後三者の総称ということにもなる。なお均徭と駅伝・民壯との分類は、地方によつて内容に差があり、駅伝関係の役の一部や民壯が均徭に含まれていることも多い。

④ 山根氏の論文の第Ⅱ表(五七頁)では、いずれの地方でも銀差に属するものとして祇候があり、また阜隸の中には地方によつて力差のものが混在している。後述するように、阜隸には隨従と公使の二種があつて、前者は早く銀納化して柴薪阜隸とよばれた。地方志に見える祇候というのは、この柴薪阜隸と同じものと思われる。たとえば弘治興化府志卷一二戸紀徭役志には、柴薪阜隸がなく祇候があり、その数が柴薪阜隸の規定に見える定数と一致しているほか、「柴薪銀十二両を辦ず」と注されていることも、柴薪阜隸の場合と同じである。また万曆寧國府志卷八食貨志の記載では、府全体に関しては祇候という名称を使っているが、各県については祇候といい、柴薪阜隸といい、あるいは単に柴薪といつてまちまちである。そこで本稿では以下すべて柴薪阜隸という名称だけを用い、とくに祇候という名称は使用しなかつた。なお祇候というのは、福建地方で多く用いられた名称のようで、山根氏の第Ⅱ表に挙げられた六例のうちでも、五例までが福建のものである。

また阜隸の中に銀差と力差とが混在する例は、山根氏の表では三例示されている。これも柴薪阜隸と公使阜隸とを区別しなければそうなるが、もし柴薪阜隸だけについてみれば、全部銀

差となつてゐる。

三例のうち呉江県の場合についていうと、嘉靖呉江県志卷一〇徭役には、均徭について嘉靖十七年のものと同三十五年のものと、二通りの詳目が記載されている。そして後のものでは阜隸は全部銀差になつてゐるが、前の方では柴薪阜隸だけが銀差にあげられてゐる。

⑤ たとえば嘉靖邵武府志卷五役、嘉靖寧波府志卷一三徭役、嘉靖耀州志卷四田賦志などでは銀差の内容はこの四種の役だけであり、嘉靖青神県志卷四食貨に記されたところは、四種のうちさらに馬夫を欠いている(同県志では力差の方にも馬夫は見当らない)。ただし耀州志と青神県志の場合には銀差の中に歳貢銀や祭祀銀など、本来の役ではないものが含まれてゐるので、それらはこの場合一応除外して考へてゐる。また前引山根氏の第Ⅱ表でも、銀差に属するのは四種の役だけである場合が多く、その他の場合でも一種多い五種程度の役が銀差になつてゐるにすぎない。

⑥ この記事は正徳会典卷一二五兵部阜隸の項に見え、山根氏も引用されたが(前掲論文五二頁)、万曆会典では卷一五七兵部阜隸の項に見える。なおこの万曆会典の記事は、かつて清水泰次「中国近世社会経済史」に対する書評(東洋史研究十一—二)の中でも指摘したことがある。

⑦ 地方によつては祇候という名称も使用されたことは、既に註④で述べた。

⑧ たとえば嘉靖浙江通志卷一七貢賦に、銀差の中に直堂隸平、

力差の中に隸兵というのが見えるが、阜隸という名称は見当らないことからして、ここにいる公使阜隸と同じものであろう。

⑨ 万曆大明会典卷一五七、兵部阜隸の項による。

⑩ 年時を明記した記録としては、大政纂要卷一九と明通鑑卷二〇では宣徳四年十一月の条にあり、明書の本紀も同様である。

また皇明從信録卷一六では同年二月の条に記しており、國朝列卿記卷七二の顧佐の行実には、単に四年のこととして記されてゐる。

⑪ 明朝は鈔の価格を維持するため、銀の使用に対する禁令をしれば公布し、永楽のはじめには一時極刑を以て臨んだこともあるが、銀流通の趨勢はいかんともできなかつたようである。

ことに成祖の北京遷都は、銀の流通を必然的に拡大させる要素をもつてゐた。すなわち、現物で支給されてゐた官僚の俸給は、月に一石の食米を除き北京遷都後も南京で支給された。それでは個人的に受領に赴くことができないので、各官衙ごとにまとめて代表者が受領し、しかも受領後はただちに処分して銀に変えて北京にもち帰ることが行われた。さらに進んでは、北京ですぐに手形を商人に売り渡すようになつた(二十二史劄記卷三二、明官俸最薄の条参照)。したがつて、宣徳の頃には既に京官の生活は銀で賄われてゐたものと考えられる。なお北京遷都の銀流通に及ぼした影響については、北村敬直「清代の時代的位置」(思想二九二)に述べられており、また宣徳のつぎの正統年間における政府官僚の銀に対する欲求と、それについてかれらのとつた態度に関して、田中正俊・佐伯有一「十五世

紀における福建の農民叛乱」(歴史学研究一六七)に詳しい。

- ⑫ 正統元年に始まる田賦の銀納、いわゆる金花銀についてはつぎのような研究がある。清水泰次「明代における租税銀納の発達」(東洋学報二二三)、同「中国近世社会経済史」(西野書店)第三章折納。

堀井一雄「金花銀の展開」(東洋史研究五一二)。

- ⑬ 註⑨に同じ。

- ⑭ 明書卷一二〇楊士奇伝に隨從卓隸のことを述べて、宣徳間始有納銀免役者。因士奇言京官祿薄。改名曰柴薪銀。天順以來。始以官品隆卑定立名數。每歲解銀部以巨万計。云々

とある。もつともここで官品の隆卑を以て名数を定立したのを、天順以来のこととするのは誤りで、正統十四年には既に詳細な定員が定められており(前掲「万曆大明会典参照」、しかもそれは以前から存在した規定を改訂したもののようである)。

- ⑮ 前掲会典には

弘治初。令。凡兩京公使并倉庫秤子等役。不願应当者。每名歲出工食銀十兩。

とあるが、これはおそらく孝宗実録弘治三年十二月丙子の条に、詔。京官卓隸銀兩仍旧。余兩京各衙門直堂并守門卓隸看倉看庫秤子等夫役。每名止銀十兩。各学膳夫。每名止銀四兩。云々とあるのと同じものである。

- ⑯ 会典前掲の項に、

弘治十一年題准。各衙門直堂看監等項卓隸。正身应当。一年

巴滿。新撥交替。云々とある。

- ⑰ 註⑧に引いた浙江通志に見える隸兵もその一例であるが、そのほか嘉靖広東通志卷二二民物志三徭役には卓兵、嘉靖邵武府志には隸兵、嘉靖吳江県志、嘉靖青神県志などには卓隸がいずれも力差の中に含まれている。ただし吳江県の場合は、註④で述べたように嘉靖三十五年の制では力差の卓隸はなくなっている。

- ⑱ 万曆会典卷二〇戸部賦役の項には、簡単に

(洪武二十四年)令。在外布政司按察司府州県官。俱給官錢買馬。市民輪流看養。

と記すだけであるが、太祖実録洪武二十四年五月丁亥朔の条には、つぎのように詳記している。

上諭兵部試尚書茹瑄。曰。礼莫大於別貴賤明等威。今在外布政使按察使。皆方面重臣。府州県官。民之師帥。初到任。多無馬乘。有跨驢出入者。非所以示民也。或假借於人。因被浸潤。不能拳職者有之。甚乖治体。其官為市馬。布政使按察使二十疋。府減其半。州県又減府之半。一馬率十戸飼之。歲終則更其役。

このことは今言一(紀錄彙編卷一四四)にも実録とはほぼ同文で載せられているが、どうしたことかその年を己巳(二十二年)と記している。

- ⑲ 会典前掲条。なおここで馬夫を市民から僉充するということが見える点に注意を要する。銀流通の発展の途中の段階では、都市と農村の間に著しい相違のある場合は容易に予想される。

本稿では役の負担者を主として農民と考え、その上で銀納化の問題を論じた。したがつてもし銀納化された役の主要な負担者が市民であるということになれば、行論に相当の変更を要するわけである。そこでこの点について一言しておく、明代の役法では一部特定の役目については、市民を充てるべきことが規定されている。本稿でとり上げた馬夫のほか、巡擱がそれにあたる（万曆会典卷二〇賦役、洪武二十一年令）。このように特に規定された役以外は、人民一般を対象とするものと考えられ、その場合にはおのずから農民が主体となつてくるであろう。明史卷七八食貨志賦役の項には、

凡祇應禁子弓兵。悉僉市民。毋役糧戸。

という記述も見出されるが、これは何かの誤りと思われる。会典などではこれに類する規定を見出すことができず、かえつて糧戸を差点するという規定があるだけである（万曆会典卷一五七、兵部卓隸、僉派徵解の条に見える洪武元年令）。なお「明史食貨志賦註」二四〇頁、註五二三参照。

⑲に同じ。

⑳ 以上膳夫・齋夫に関する規定は、万曆会典卷七八、礼部学校の項による。なお弘治三年の奏准というものは、㉑にかかげた実録同年十二月丙子の条に見える記事のうち、膳夫に関する部分と同じものであろう。

㉒ 万曆会典卷一五七兵部卓隸の扣補の条に、
嘉靖元年題准。順天府缺官卓隸齋〔齋〕夫銀兩。通查解部。不許別項動支。云々。

（嘉靖）三十三年題准。凡有差出官員。帶家小住劄行事者。查照各官應得柴薪。就於附近衙門。扣除缺官柴薪馬丁齋夫銀兩。有餘照旧解還本部。缺少以本處贖罰銀兩補給。云々。

などの記載があり、いずれにおいても齋夫は柴薪卓隸や馬丁と同列に扱われている。また嘉靖青神県志（この書は嘉靖三十年の序のある刊本であるが、記事の内容には万曆三十年代の前半までのことを含んでいる）卷四庸調の銀差の条に、「儒学齋夫銀七十二兩。万曆三十四年裁減訓導一員。実編四十八兩」とあり、これでみれば齋夫の数は教官の數に依じて定められていたのかと思われる。なお儒学の教官は、府学の教授が從九品であるのを除き、他はみな未入流であるから、柴薪卓隸は給与せられなかつた。おそらく齋夫銀がその代りだったのであろう。なお海瑞が教諭・訓導毎年の常例として「齋膳夫每一兩加取一兩。共二兩。今已革去」と述べているのも、右の推定を助けるものと思われる。（海忠介文集卷三、淳安縣政事、吏属の条）。

㉓ 同府志の旧額辦銀夫役の項下にみえる役の種目は祇候・馬夫・齋夫・膳夫の四者だけである。このうち祇候が柴薪卓隸と同じ物であることは、㉔に述べた。

㉔ 後註㉓の第三史料。

㉕ すでに山根氏が天下郡国利病書の中から広東雷州府、広州府の例を指摘しておられるが、なお嘉靖撫州府志卷七戸賦籍にも、均徭。臨川縣。自正徳年間。額編銀力二差。共一千九百三十。七兩六錢。と見える。

②⑥ 前掲山根氏論文、第四節。以下に引く氏の論文はみな同じ。

②⑦ 後述の陝西華州において、力差の評価額が非常に低いことなども、その一例証とすることができようが、なお清水泰次氏の指摘された河南伊陽県の農民が、通貨としては主として錢を用い、銀をほとんど使用していなかったという事実（『中國近世社会経済史』一九二頁以下）をもあげることができよう。

②⑧ 隆慶華州志卷八田賦志によつて算出した。ただし同書の銀差の中には、註⑤で耀州志や青神県志について指摘したのと同じく、本来の徭役でないものも含まれており、それらは役数でかぞえることができないので、この計算からは除外してある。

②⑨ 嘉靖寧波府志卷一三徭役、鄞県の条から算出。ただしそこでは銀差・力差とも原額と新增の二つに分けられているが、ここでは原額の方だけをとつて計算した。

③⑩ 嘉靖邵武府志卷五、役より算出。

③⑪ 地方志の中で力差に銀額の表示してあるものについては、二つの場合がある。一つは山根氏も指摘されたように、割当の基準としてそれがおよそ銀何兩に相当するかを示したもので、この場合力差はやはり実際に労役を提供するのである。今一つは全面的な銀納化が行われたのちに、過去に存した区別を名目だけ残して、銀差・力差といっている場合がある。いうまでもなく前者がより古い形ではあるが、両者の推移の時期は地方によつて異なる。大体の傾向としては、嘉靖隆慶ごろの地方志には兩種混在し、万曆以後のものはほとんど後者の形と考えてよいであろう。

力差についての銀額の表示には、このように二通りの場合があるほか、力差は何といつても直接官衙で服役するのであるから、きまりの仕事をするほかに、官僚や胥吏の誅求を受けることが多い。従つてたとい銀何兩に相当するという基準が定められていても、実際の負担はその額を遙かに超えたものになる場合がしばしば存在した（後註③⑩参照）。そういう事情を考慮に入れると、本文にかかげたような数字の比較は、あまり意味がないという考え方もなり立つ。しかし力差に服する人民に対して官吏が誅求を行うといつた事態は、そうあるべきものとして予定されたことではなく、付隨的に起つた弊害であつて、制度自体とは一応区別して考えるべきものであろう。そう考えるならば本文におけるような銀差と力差の数字上の比較も、必ずしも無意味なものではなく、制度の本来の意図あるいは性格を推定する一つの材料になるものと思われる。

③⑫ 万曆秀水県志卷三食貨志の均徭の条の前文には、「銀差総四百六十五役。共銀一千八百九十二兩三錢七分一釐五毫。力差総二百九十三役。共銀一千九百一十一兩八錢」とあり、これから一役当りの平均額を算出すれば、銀差は約四兩、力差は六兩五錢強となる。この銀差の平均四兩というのは少なきに失するようにならぬ、数字に誤りがあるのではないかと考えるが、個々の役目についての記載がないので、それを確めることができない。

③⑬ この点については、前に拙稿「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」（『東洋史研究』十一）の末尾に、不充分ながら指摘

したことがある。山根氏の引用された万曆永福県志の記事も同様な例であるが、そこに力差は「額外に溢るる者数倍なり」とあるのは、⑩で述べたような力差評価の基準額がやはり定まっていたことを示している。現実にはその基準が破られている場合が多いにしても、それは力差に当る者が非常な請求を受けることが、最初から当然のこととして予定された場合とは、意味が違っているといわねばならない。

⑪ この点を立証するために山根氏のあげられた史料は三つある。その第一は万曆上虞県志で、「蓋し立法の本意、銀差は貧民に待つ所以にして、力差は富室に待つもの」とあれば、なるほど山根氏の説を全面的に支持する史料であろう。けれどもこれはこの文章の筆者がそう考えたというだけで、このことが、一般的に当てはまるかどうかは、多くの検証をへなければ明かにならないであろう。その点でこの記述のなされた地域と年代とに注意する必要がある。万曆年間の浙江の紹興府あたりであれば、おそらく銀は一般に流通していたであろうし、力差には前述のような弊害がともなつて、それがほとんど常態になつていたら、そのような環境からは、当然右のような判断が出てくるであろう。しかし筆者が既に述べたところから考えると、銀差の成立期についてはこのような判断はほとんどあてはまらないであろう。果して、山根氏のあげられた、より年代の早い二つの史料は、右の上虞県志の記述とは逆の意味を示しているようである。

第二にあげられた倪岳の上言というのは、孝宗実録弘治十二

年二月戊戌の条に、戸部が倪岳らの言つた六事を覆奏したとある記事中の、

其曰祛民病者。凡天下有司。編僉均徭。責令下戸出銀。及受理詞訟。濫罰紙價者。請治以罪。

とあるものであろう。ここでは「下戸に責令して銀を出さしめる」ことが民病とみなされ、そのようなことをなくすために、そういう行為のある地方官を処罰しようというのである。この議論の裏に働いている原則は、「下戸に銀を出させてはならない」ということであろう。別の言い方をすれば、貧者には実役をあてるのが当然だという考で言われたものとみななければならぬ。してみれば、これは山根氏の論旨とは反対の意味を示す史料である。

三番目の柳応辰の上言というのも、その意味は右と同様である。すなわちかれは「差役不均」の実状を述べて、審戸雖有三等九則之名。而上則常巧于規免。論差雖有出銀出力之異。而下戸不免于銀差。

といっているが、ここに「下戸は銀差を免れず」というのは、本来下戸は力を出すべきであるのに、不当にも銀差を免れないという意味に解される。

要するに山根氏がこの問題についてあげられた史料のうち、本来銀差が貧民を対象とすべきものであることを述べたのは、はじめの一例だけで、あとの二例は逆に本来力差の方が貧民を対象とするものであることを述べたものと考えられる。このように矛盾した記述が史料の中に見出される事實は、年代的ある

いは地域的な経済状態の差異を考慮に入れて、はじめて理解することができるであろう。

③⑤ この点についても、山根氏の引用された大名府志と海塩県図經の記述は、確かに氏の説を支持するものではあるが、これに対する筆者の解釈は、前註③の場合と同様である。地方志の中には、時としてごく狭い視野からの判断を述べているものがあり、したがって地方によって同一事物に対して異つた記述が見出される場合がある。大名府志の執筆者は、おそらくこの地方で京官の柴齋阜隸などの数がかなり大きいところから、ごく大まかに考えたのであつて、詳しく調べるならば近役中にも早くから銀納化されたものの存在を認めた筈である。この大名府志には役の細目が出ていないので（原本には出ていたのを、利病書に載せるときに略したのかも知れない）、具体的に指摘することはできないが、上來述べてきたところからおよそのことは察せられるであろう。要するに大名府志の記述は、時間的な前後関係を顧慮せずに、量的に概括した言い方であつて、だからといつて近役に銀差がないとか、あるいは近役だから必ず銀納化が遅かつたとはいえないのである。この点いま一つ引用された天啓海塩県図經についても、同じことがいえるであろう。

③⑥ この段階では註③で指摘したような、力差にあたる人民に対する官僚胥吏の誅求といつた現象が、同時にはなだしくなつていつたので、一見力差として残つた役が重役であるかのように見えるが、それは制度本来の性格とは一応区別すべきことは前に述べた。一方からいえば、銀差ができたために、官僚胥吏

の誅求の直接の対象が、力差に服する者に限定された結果、そのような現象が著しくなつたとも考えられる。そしてこの段階で力差のうちのある役が銀差に変わる場合を考えれば、確かにそれは比較的軽易な役から銀差に変つたであろう。山根氏も言われるように、重難の役は、銀納雇役化しようとしても、これに応募する者が容易に得られなかつたであろうから。

附記 本論文成稿後、東洋文庫から「明史食貨志訳註」が出版された。当然参照すべき点が多いが、その暇がほとんどなかつたので、重複その他都合な箇所のあるかも知れないことをお断りしておく。

system in the Reconstruction Government.

Viewed from the Negroes' side, it may safely be asserted that Reconstruction was a democratic movement of the South and in it the Negroes acted as an independent force.

On the formation of *yin-ch'ai* (銀差)

—change of the statute labor into the tax in silver in the
Ming dynasty—

by

Hiroshi Iwami

The studies of the corvee law in the Ming dynasty, even its earlier origin, have been concentrated on the *li-chia* (里甲) system, but not miscellaneous services except the *li-chia* (里甲) services. Here, we will especially investigate the formation of *yin-ch'ai* (銀差) in *chün-yao* (均徭), or reasonable arrangement of statute labor, among the problems of miscellaneous services. In *chün-yao* (均徭), dated from 1440s, occurred in the course of time the distinction between services payed in silver and the statute labor as before; these are *yin-ch'ai* (銀差) and *li-ch'ai* (力差). The principal object of this paper consists of two parts: (1) In the formation of *yin-ch'ai* (銀差) should be set forth as premise tax-payment in silver for special services; (2) judging from the details of the transition to the payment in silver, the impulse of its formation should be desire of the bureaucracy for silver.